

平成29年5月19日
東北経済産業局

産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定をしました(第11回) ～創業支援事業計画策定市町村が東北で161市町村となりました～

産業競争力強化法(平成26年1月20日施行)に基づき、市町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」について、東北管内で新たに6計画(6町村)(全国46計画(49市町村))を認定しました。

これにより、東北管内では227市町村のうち161市町村(70.9%)の137計画が認定となり、全国では1,741市町村のうち1,324市区町村(76.0%)の1,179計画が認定となりました。

次回(第12回)の認定は、平成29年8月下旬を予定しています。

1. 第11回認定(6計画6町村)

宮城県 村田町
福島県 桑折町、大玉村、塙町、三春町、新地町

上記に加え、次の計画変更を認定。(11計画19市町村)

青森県 青森市・平内町・今別町・蓬田村・外ヶ浜町(5市町村による共同変更申請)、弘前市、むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村(5市町村による共同変更申請)

岩手県 北上市
宮城県 加美町
山形県 米沢市
福島県 郡山市、二本松市、南相馬市、伊達市、湯川村

2. 第12回認定スケジュール

第12回認定については、次のスケジュールを予定しています。

第12回認定の流れ(予定)

平成29年6月23日(金曜日) 申請書(素案)受付締切

平成29年8月上旬 申請書(正式)受付締切

平成29年8月下旬 第12回認定

3. 創業支援事業計画の概要

(1) 国の認定

「産業競争力強化法」において、市町村が民間の創業支援事業者(地域金融機関、商工会議所・商工会、民間企業、NPO法人等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、経営人材育成事業、コワーキング事業等の創業支援を行う「創業支援事業計画(最長5年間)」を策定し、国が認定することとしています。

(2) 創業支援事業者への支援

市町村と連携して創業支援事業を実施する創業支援事業者は、国の補助金を活用できるほか、一般社団法人、一般財団法人及びNPO法人においては信用保証枠の拡大等の支援策を活用することができます。

(3) 創業者への支援

経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組を「特定創業支援事業」と位置づけ、この支援を受けた創業者には、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されることとなります。

4. 全国第11回認定

経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170519001/20170519001.html>

5. 認定自治体一覧(第1回～第11回)

(全国) 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170519001/20170519001-1.pdf>

(東北) 東北経済産業局ホームページ

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shinki/sogyoshien.html

(本紙にかかるお問い合わせ先)

東北経済産業局産業支援課長 佐藤 和男

担当者：五十嵐、小林

電話：022-221-4882 (直通)